

# 2015 年 期 実務補習所 考査問題

## 【会計に関する理論及び実務】

<注意>

この問題は、実務補習機関一般財団法人会計教育研修機構に設置されている各実務補習所において実施された考査の問題をまとめたものです。

当機構に無断で、問題を複製・転載し使用することを一切禁じます。

また、問題に関するお問い合わせには応じられません。



Japan Foundation for Accounting Education & Learning

## <金融商品取引法に基づく開示と実務>

**問** 金融商品取引法では、有価証券の A 募集 又は B 売出し の総額が 1 億円以上の場合には、発行者は (① ) に対し発行開示書類として、(② ) を提出しなければならない旨が規定されている。

- (1) 上記の①及び②に適切な語句を入れなさい。
- (2) A および B の定義について、以下③～⑥に適切な語句を入れなさい。なお、同じ番号には同じ語句が入るものとする。

有価証券の募集とは、(③ ) かつ多数の者に対し (④ ) 発行される有価証券の取得の申込を (⑤ ) することをいう。一方、有価証券の売出しとは、(③ ) かつ多数の者に対し、(⑥ ) 発行された有価証券の売付けの申込みをし又はその買付けの申込を (⑤ ) することをいう。

- (3) 継続開示会社が②の届出を行う場合、各条件の下で認められる方式を 2 つ挙げ、両者の制度趣旨及び両者の主要な相違を簡潔に述べなさい。

**問** 継続開示会社の提出書類である有価証券報告書の「第一部 企業情報」のうち、「第 6 提出会社の株式事務の概要」及び「第 7 提出会社の参考情報」を除く記載項目を書きなさい。

**問** 以下の文章は、金融商品取引法第 4 条第 1 項及び第 5 条第 1 項の抜粋である。これを読んだ上で、以下の問に答えなさい。

**第四条** ㉞有価証券の募集（特定組織再編成発行手続を含む。第十三条及び第十五条第二項から第六項までを除き、以下この章及び次章において同じ。）又は㉟有価証券の売出し（次項に規定する適格機関投資家取得有価証券一般勧誘及び第三項に規定する特定投資家等取得有価証券一般勧誘に該当するものを除き、特定組織再編成交付手続を含む。以下この項において同じ。）は、発行者が当該有価証券の募集又は売出しに関し (①) に (②) をしているものでなければ、することができない。ただし、次の各号のいずれかに該当するものについては、この限りでない。

(中略)

五 ( ) 又は (③) の総額が (④) 以上の有価証券の募集又は売出しで内閣府令で定めるもの（前各号に掲げるものを除く。）

**第五条** 前条第一項又は第二項の規定による有価証券の募集又は売出し（特定有価証券（その投資者の投資判断に重要な影響を及ぼす情報とその発行者が行う資産の運用その他これに類似する事業に関する情報である有価証券として政令で定めるものをいう。以下この項及び第五項並びに第二十四条において同じ。）に係る有価証券の募集及び売出しを除く。以下この項及び次項において同じ。）に係る ( ) をしようとする発行者は、その者が会社（外国会社を含む。第五十条の二第九項、第六十六条の四十第五項及び第一百五十六条の三第二項第三号を除き、以下同じ。）である場合（当該有価証券（特定有価証券を除く。以下この項から第四項までにおいて同じ。）の発行により会社を設立する場合を含む。）においては、内閣府令で定めるところにより、㉠次に掲げる事項を記載した届出書を内閣総理大臣に提出しなければならない。ただし、当該有価証券の発行価格の決定前に募集をする必要がある場合その他の内閣府令で定める場合には、第一号のうち発行価格その他の内閣府令で定める事項を記載しないで提出することができる。

- (1) 空欄 (①) ～ (④) にあてはまる文言を答えなさい（丸数字のない括弧は無視してよい）。
- (2) 下線部(A)及び(B)について「不特定」「多数」という言葉を用いて説明しなさい。
- (3) 下線部(C)の届出書について、提出が必要となる具体例を 2 つ列挙しなさい。

- 問 開示府令に記載されている臨時報告書の提出事由の例を3つ挙げなさい。
- 問 有価証券報告書について、訂正する必要がある場合を2つ挙げなさい。
- 問 臨時報告書の提出事由を2つ列挙しなさい。
- 問 金融商品取引法第163条に規定される「主要株主」の意味を説明しなさい。
- 問 開示府令における「特定子会社」の意味を説明しなさい。
- 問 金融商品取引法及び関連法規並びにこれらの実務に関する以下の記述について、正しいものには「○」を記載した上でその根拠を、間違っているものには「×」を記載した上でその理由を記載しなさい。なお、○×のみ記載した場合は採点除外とする。
- ① 上場会社は、1年に1回有価証券届出書を提出する必要がある。
  - ② 有価証券届出書と有価証券通知書が、同時に提出されることはない。
  - ③ 四半期報告書は、上場会社のみが提出する。
  - ④ 半期報告書は、非上場会社のみが提出する。
  - ⑤ 有価証券報告書を定時株主総会よりも前に提出することは認められない。
- 問 決算短信とは何かを述べたうえで、どのような場合に提出が必要になるかについて説明しなさい。
- 問 昨今、会社法と金融商品取引法の開示に関して一元化が議論されています。当該議論について、①一元化が議論されている背景及び②一元化を実現する上で検討が必要と思われる事項について、あなたの考えを述べなさい。なお、欄が足りない場合は裏面を使用してもよい。
- 問 金融商品取引法上のディスクロージャー制度について記載した以下の文章についてそれぞれ誤った箇所が1箇所あります。その箇所を指摘して正しい内容を答えなさい。
- (1) 有価証券の募集とは、不特定又は多数の者に対し、新たに発行される有価証券の取得の申込みを勧誘することをいう。
  - (2) 有価証券報告書は事業年度末後45日以内に提出しなければならない。
  - (3) 有価証券通知書は、発行開示制度を補完するためのもので、有価証券届出書の提出を要しない一定規模以下の有価証券の発行及び売出し等に関する情報を経済産業大臣に報告させ、その発行状況等を把握するとともに、届出を要しない有価証券の募集又は売出しであるかどうかの判断資料とするため、この通知書制度が設けられている。
  - (4) 有価証券報告書の「第一部 企業情報」「第1 企業の概況」の「1. 主要な経営指標等の推移」では、時系列で10年間の指標が一覧でき、その企業の規模感や業績の推移が分かる有用な情報となっている。
  - (5) 臨時報告書の提出事由は様々なものがあるが、地震等の自然災害による影響は不可抗力なので提出する必要はないとされている。

**問** 現行の金融商品取引法は、昭和 22 年米国の証券法と証券取引所法を手本として制定され、翌年公布・施行された証券取引法から引き継がれたものである。制定当時は財閥解体によって放出される株式の引受者を募るため取引所を再開させ、市場ルールを確立する必要性が生じたことが背景にある。

その後数次の改正を重ねて今日に至ることになるが、制定当初から基本的な理念や究極的な目的は変わらない。金融商品取引法は企業内容等の開示の制度を整備するとともに、金融商品取引業を行うものに関し必要な事項を定め、金融商品取引所の適切な運営を確保すること等により、有価証券の発行及び金融商品等の取引等を公正にし、有価証券の流通を円滑にする他、資本市場の機能の十全な発揮による金融商品等の公正な価格形成等を図り、もって国民経済の健全な発展及び投資者の保護に資することを目的とする。

ここでいう投資者の保護とは、事実を知らされないことによる損害の保護と不公正な取引による損害からの保護に大別できるが、前者が企業内容の開示制度、後者はインサイダー取引規制等がある。企業内容の開示制度は、直接開示、間接開示、発行開示、流通開示等さまざまに分類することもできるが、直接開示は投資家に対して直接交付する目論見書、間接開示は財務局等に提出したものを間接的に閲覧する有価証券報告書等がある。発行開示で代表的な有価証券届出書について以下の設問に答えなさい。

- (1) 有価証券届出書は、有価証券の募集又は売出しの総額が一定の金額以上のときに必要となる。この金額基準がいくらか答えなさい。
- (2) (1) の金額基準があることによって、募集等を分割して届出義務を免れようとすることを防止するため、形式的な分割による脱法行為を規制する必要があるが、一定期間内に分割しても合計すれば (1) の基準額以上になるときも届出義務を負わせている。ここでの一定期間とはどのような期間か年数 (○年) で答えなさい。
- (3) 有価証券届出書には通常完全開示方式の他、一定期間継続して有価証券報告書を開示している等重複する情報等がある場合は簡素な様式を用いることもできる。  
ここでいう簡素な様式は 2 つあるが、各々「○○方式」に当てはまる漢字 2 文字を答えなさい。
- (4) 上記のような有価証券届出書による届出制度とは異なり、発行登録書を提出しておくことにより実際の発行時には届出が不要である発行登録制度がある。しかし、この制度においても発行条件等の証券情報のみを記載した書類の提出は必要になるが、この書類の名称を漢字 8 文字で答えなさい。

**問** 企業内容の開示書類は一部を除いて EDINET を利用して提出される。

EDINET で採用されているコンピュータ言語と財務報告の電子的雛形について、コンピュータ言語はアルファベット 4 文字、電子的雛形はカタカナ 5 文字で答えなさい。

## <会社法に基づく開示と実務>

**問** 会社法に基づく開示と実務に関して、以下の文章及び表の空欄①～⑬に入る適切な語句を答えなさい。

### 1. 会計帳簿

会社法は、株式会社に対して、法務省令の定めるところにより、適時に正確な会計帳簿を作成しなければならない（法432Ⅰ）と規定している。会計帳簿とは、昭和49年の改正商法において初めて用いられた用語であり、一般的には仕訳帳、元帳、補助簿等を指す。会計帳簿は、その帳簿閉鎖の時から（ ① ）年間保存することが必要である（法432Ⅱ）。

### 2. 会社の種類と計算書類

会社法上、会社の機関を柔軟に設計することができる。その会社の種類により、作成される計算書類について重要な相違はないが、個別（ ② ）については主として公開会社か否かにより、省略規定がある。（ ③ ）計算書類については、旧商法における経過措置が引き継がれ、（ ④ ）提出会社にのみ作成義務が課されている。また、計算書類ではないが、事業報告についても同様、主として公開会社か否かにより、その内容に大きな相違がある。

### 3. 開示制度の概要

会社法における開示には、直接開示と（ ⑤ ）とがある。

直接開示とは、定時株主総会に先だて、（ ⑥ ）に添付して株主に直接交付する、または（ ⑦ ）方法によって開示することによって情報提供を行うことである。

また、（ ⑤ ）とは、会社に開示書類を備え置くことにより株主や債権者がいつでも閲覧できるようにすることである。

### 4. 個別（ ② ）について

会社計算規則において、注記することが求められている事項は、下記のとおりである。

- ・ 継続企業の前提に関する注記
- ・ 重要な（ ⑧ ）に係る事項に関する注記
- ・ （ ⑧ ）の変更に関する注記
- ・ 表示方法の変更に関する注記
- ・ 会計上の見積の変更に関する注記
- ・ 誤謬の訂正に関する注記
- ・ 貸借対照表に関する注記
- ・ （ ⑨ ）に関する注記
- ・ 株主資本等変動計算書に関する注記
- ・ 税効果会計に関する注記
- ・ リースにより使用する固定資産に関する注記
- ・ 金融商品に関する注記
- ・ 賃貸等不動産に関する注記
- ・ 持分法損益等に関する注記
- ・ 関連当事者との取引に関する注記
- ・ （ ⑩ ）情報に関する注記
- ・ （ ⑪ ）に関する注記
- ・ 連結配当規制適用会社に関する注記
- ・ その他の注記

### 5. （ ⑫ ）について

旧商法における「営業報告書」は、会社法において「（ ⑫ ）」となり、従前は会計に関する部分も含んでいたが、「（ ⑫ ）」の記載内容からは会計に関する部分を削除し、計算書類から外れることによって、（ ⑬ ）の監査対象外となった。

6. 会社法の一部を改正する法律等について

会社法は、平成17年に成立し、平成18年から施行されているが、近年の経済のグローバル化が進む中、取締役に対する監督のあり方を中心に、( ⑭ ) の強化を図るべきであるとの指摘がなされるようになった。また、( ⑮ ) に関する法律の整備の必要性についても、会社法制定以前から指摘されていた課題であった。

これらの指摘等を踏まえ、( ⑭ ) の強化及び( ⑮ ) に関する規律等の整備等を図るため、会社法の改正がなされた。

**問** 会社法監査と金融商品取引法監査の連携について、会社法監査の監査報告書の提出時期について留意した上で簡潔に説明しなさい。

**問** 公認会計士であるあなたは、CNH 監査法人に勤務しています。会社法の招集通知を会社が発送した翌日の有価証券報告書の表示監査の最中に、貸借対照表の資産合計が負債純資産合計よりも 90 百万円多く計上されており、貸借があっていないことに気付きました（計算書類上も同様の事実が確認されました）。どうやら、計算書類の計算チェック時に気付かなかったようです。

幸い、誤っている項目は「その他の流動資産」であり、注記に影響しない項目です。このため、とりあえず貸借対照表の修正さえすれば大丈夫そうです。ただ、監査上の重要性は超えないまでも、経営者確認書には載せるレベルの影響がありそうです。

上記事象に対して、株主総会までに会社が対応すべき事項について答えなさい。会社法に関連する部分に限定して答えるものとし、監査法人内の審査等に言及する必要はない。

**問** 以下の各文について、正しいと判断した場合は「○」、誤りであると判断した場合は「×」を記入し、「×」を記入したものについては、その理由を述べなさい。

- (1) 平成 27 年 4 月 1 日（期首）に増資を実施した結果、資本金が 5 億円となった場合、平成 28 年 6 月開催の株主総会で会計監査人を選任する必要がある。
- (2) 指名委員会設置会社、監査等委員会設置会社は、取締役会及び監査役を設置しなければならない。
- (3) 間接開示制度では、総株主の議決権の 100 分の 3 以上の株式を有する株主及び債権者に対して、直接開示における書類及び附属明細書が開示される。
- (4) 平成 28 年 3 月期株主資本等変動計算書は、平成 27 年 3 月期末残高から表示される。

**問** 連結貸借対照表の純資産の部（評価・換算差額等又はその他の包括利益累計額）の項目のうち 4 つを記載しなさい。

**問** 監査等委員会設置会社とはどのような会社かを述べ、監査役会設置会社と比べた場合における当該機関設計におけるメリット及びデメリットに関して、あなたの考えを述べなさい。

問 以下の資料は、JPY 株式会社（上場会社、連結子会社は 100%子会社 1 社のみ）の平成 27 年 3 月期の貸借対照表科目の一部（純資産のみ、順不同）及び同事業年度の損益計算書である。これらを参照した上で、下記の問題に答えなさい。

純資産関連項目（順不同）		損益計算書	
平成27年3月31日現在		自平成26年4月1日 至平成27年3月31日	
(単位：百万円)		(単位：百万円)	
科目	金額	科目	金額
利益準備金	1,515	売上高	18,542
資本金	7,543	売上原価	21,122
繰延ヘッジ損益	50	売上総損失	2,580
繰越利益剰余金	△776	販売費及び一般管理費	4,100
別途積立金	2,100	(①)	( )
自己株式	△595	営業外収益	5,104
その他有価証券評価差額金	△536	営業外費用	514
資本準備金	3,715	( )	(②)
新株予約権	30	特別利益	4,948
土地再評価差額金	1,212	特別損失	1,062
		(③)	( )
		法人税、住民税及び事業税	825
		法人税等調整額	△125
		法人税等合計	(④)
		( )	(⑤)

(解答上の留意事項)

1. 計算の結果生じた端数は、百万円未満を切り捨て、百万円単位で解答すること。
2. 当社は、財務諸表等規則第 127 条の特例会社には該当しない。
3. その他想定した事項がある場合には、その旨を記載すること。

- (1) 空欄 (①) ~ (⑤) を埋めなさい。なお、丸数字のない括弧は無視してよい。
- (2) JPY 株式会社の平成 27 年 3 月期に関する貸借対照表（純資産の部のみ）を作成しなさい。作成に際しては、会社計算規則に準拠するものとし、会社計算規則に記載のない事項については、財務諸表等規則に準拠するものとする。なお、大項目、中項目、小項目を明確に区分して解答することとし、注記は省略してもよい。

**問** EUR 株式会社は、資本金 16 億円、負債総額 250 億円、連結子会社を有する東証一部上場会社である。現在、会計監査人の CHF 監査法人の公認会計士 X は、経理担当者新人 A から計算書類に関する質問を受けている。これを読んだ上で、下記の間にご答え下さい。

経理担当 A	: 部長から聞いたのですが、当社は会社法上の大会社にあたるそうですね。会社法上の大会社の定義を教えてくださいませんか。
公認会計士 X	: <u>(A)会社法第 2 条に記載されています。</u>
経理担当 A	: ありがとうございます。 次に、注記表の記載内容について教えてくださいませんか。
公認会計士 X	: 会社計算規則第 98 条に記載されています。公開会社や会計監査人設置会社は、記載内容が多くなっているところに留意が必要です。また、連結計算書類を作成する場合も、注記の内容が異なります。
経理担当 A	: ありがとうございます。 最後に、 <u>(B)計算書類の附属明細書</u> は、どのようなものを作成すべきか教えてください。
公認会計士 X	: 会社計算規則第 117 条に記載されていますので、良く読んでおいてください。
経理担当 A	: ありがとうございます。大変、参考になりました。

- (1) 下線部(A)について、会社法第 2 条に従って会社法上の大会社の定義を述べなさい。
- (2) 下線部(B)に関連して、会社計算規則で定められている計算書類をすべて列挙しなさい。

**問** 次の文章は、NZD 株式会社（3 月決算の上場会社、連結子会社あり、監査役会設置会社）と AUD 監査法人（同社の会計監査人）の決算日程に関する打ち合わせである。これを読んだ上で、下記の間にご答え下さい。なお、会社法及び関連法令並びに会社法監査に関する実務を十分に考慮して回答しなさい。

経理担当取締役 A	: 本年の株主総会は、平成 28 年 6 月 16 日を予定しています。当社は、計算書類を 4 月 27 日にお渡ししますが、日程的に問題ありませんか。
公認会計士 X	: はい、特に問題ありません。
経理部長 B	: 監査法人さんからは、いつ頃計算書類に関する監査報告書をいただけますか。
公認会計士 X	: <u>(A)附属明細書をいただく時期にもよりますが、(B)連結・個別ともに 5 月 7 日付</u> を予定しています。
経理部長 B	: ありがとうございます。連結と個別を同時にいただけるのですね。 監査役、監査役会の監査報告書は、いつ頃いただけますか。
常勤監査役 Y	: <u>(C)特に問題がなければ、監査法人さんの監査報告書をいただいた翌日</u> を予定しています。
経理担当取締役 A	: ありがとうございます。 招集通知の発送にも十分間に合いそうですし、スケジュール的には問題なさそうですね。その旨取締役会に報告しておきます。 お忙しいところ、ありがとうございました。

- (1) 下線部(A)について、附属明細書に記載すべき項目を全て列挙しなさい。
- (2) 下線部(B)及び(C)について、本問は会社法の制約よりも、かなり早く監査報告が行われている。このような対応は実務では多く行われているが、実務上このような対応が多くなる理由及びその是非について、あなたの考えを述べなさい。



## ＜取引所のルールに基づく開示と実務＞

問 上場会社の情報として適時開示が求められる会社情報について、下記の（ ）に適切な語句を書きなさい。

- ・ 上場会社の決定事実
- ・ 上場会社の（ ）事実
- ・ 上場会社の（ ）情報
- ・ 上場会社の業績予想、配当予想の修正等
- ・ その他の情報

問 適時開示と取引所等の対応について下記の①～③に、(直ちに、速やかに、遅滞なく)のうち、いずれか適切な語句を選択しなさい。

- ・ 上場会社は会社において重要な事実が発生した場合には、( ① ) その内容を取引所にて開示又は報告する必要がある。
- ・ 上場会社は、会社情報に関して取引所が必要と認めて照会を行った場合には、( ② ) 照会事項について正確に報告することが義務付けられており、また、照会に係る事実について開示することが必要かつ適当と取引所が認める場合には、( ③ ) その内容を開示することが義務づけられている。

問 以下の適時開示の対応で、正しいと判断した場合は「○」、誤りであると判断した場合は「×」を記入し、「×」を記入したものについては、その理由を述べなさい。

- ① 実務上は既に新商号を使用しているが、旧字体から新字体へと商号変更を行う定款変更を行うことを予定している。変更内容は軽微なものであり、適時開示を行う必要はない。
- ② 公募増資による発行済株式数の増加により、主要株主の議決権比率が10%を割り込んだため、所有株式数は変動しないが、適時開示を行う必要がある。
- ③ 災害に起因して損害が発生する見込みである。損害見込み額を算定し、遅滞なく適時開示を行う必要がある。



- (1) この打合せが開催されたのはいつか答えなさい。なお、曜日は考慮しなくてよい。
- (2) 会計監査人の回答を考え、75字以内（句読点含）で答えなさい。
- (3) 会社計算規則では、特段の合意がない限り、計算書類及び連結計算書類に係る会計監査報告は、計算書類及び連結計算書類の全部を受領した日から数えて、それぞれ、いつまでに特定監査役及び特定取締役に対して通知しなければならないと規定されているか答えなさい。
- (4) 会社法では、ABC社の定時株主総会に係る招集通知は、定時株主総会開催日から数えていつまでに発送する必要があると規定されているか答えなさい。
- (5) 会社法では、株主総会の開催地についてどのように規定されているか。正しいものを以下の選択肢からひとつ選んで、ア～オのカタカナで答えなさい。

- ア：登記上の本店所在地のある都道府県において開催しなければならない
- イ：登記上の本店所在地のある市区町村及びその隣接地において開催しなければならない
- ウ：登記上の本店所在地又は実質的な本店所在地のある都道府県において開催しなければならない
- エ：登記上の本店所在地又は実質的な本店所在地のある市区町村及びその隣接地において開催しなければならない
- オ：開催地に特段の制限はない

- (6) 有価証券報告書に関する次の記述のうち、正しいものには○を、誤っているものには×を記入しなさい。

- (1) 有価証券報告書は、金融商品取引所に上場している株式会社が、各取引所の規則に基づき、提出する書類である。
- (2) 有価証券報告書に連結財務諸表を掲載する会社は、個別財務諸表の掲載は不要である。
- (3) 個別財務諸表には附属明細表が含まれるが、連結財務諸表には連結附属明細表というものはない。
- (4) 有価証券報告書に掲載される財務諸表と、会社法上の計算書類とは根拠法令が異なるので、同一の会計基準を適用していたとしても、当事業年度に係る両者の当期純利益は必ずしも一致しない。
- (5) 有価証券報告書は決算日より3ヵ月以内に提出する必要があるが、定時株主総会よりも前に出すことはできない。

- (7) 有価証券報告書はどのように提出するか。下記の選択肢の中から適切な用語を2つ用いて、簡潔に答えなさい。

テキスト形式	CSV形式	PDF形式	XBRL形式	HTML形式
TDnet	Web-NET	EDINET	MOFNET	URL
電子公告	e-discovery	電子承認	ログ	http

- (8) 子会社 XVZ 社の当期末における純資産の部の金額が以下のとおりであった場合の、当期の定時株主総会における分配可能金額を算出なさい。

＜XVZ 社 純資産の部＞		
株主資本		
資本金	15,000	千円
資本剰余金		
資本準備金	1,000	
その他資本剰余金	500	
資本剰余金合計	1,500	
利益剰余金		
利益準備金	-	
その他利益剰余金		
別途積立金	500	
繰越利益剰余金	4,000	
利益剰余金合計	4,500	
株主資本合計	21,000	
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	100	
評価・換算差額等合計	100	
純資産合計	21,100	
<p>(注) 1. 自己株式の取得及びその予定はない。</p> <p>2. 期末日現在、資産の部に繰延税金資産 800 千円が計上されている。</p> <p>3. 期末日現在、資産の部に計上されている土地のうち、1,200 千円に金融機関への担保設定がされている。</p>		

- (9) 適切な権限者ごとに ID とパスワードを設定する必要があるのはなぜか答えなさい。

## &lt;国際財務報告基準（概論）&gt;

**問** 国際財務報告基準に関する以下の文章の内容が正しければ解答欄に○を、誤りがあれば×を記入し、誤りの箇所と正しい記述を答えなさい。

- (1) EUの上場企業は、2003年からIFRSによる財務報告が義務付けられている。
- (2) 2015年12月末日現在、日本企業がIFRSで有価証券報告書を提出する場合、国際的な財務活動及び事業活動を行っている事(資本金20億円以上の海外子会社を有している)が必要条件とされている。
- (3) IFRS解釈指針委員会(Interpretations Committee)は、必要と認めた場合にIFRSの解釈指針の開発を行うが、IFRS財団(IFRS Foundation)では、解釈指針の最終的な決定権はIASBが持つこととし、他の組織が解釈指針を作成・公表することを認めていない。
- (4) 2015年4月15日に企業会計基準委員会(ASBJ)から、IFRS任意適用企業の実態調査・ヒアリングを実施し、IFRSへの移行に際しての課題への対応やメリットなどを取りまとめた「IFRS適用レポート」が公表された。
- (5) 会計基準の選択に関する基本的な考え方の開示を行った2,360社について当該開示を調査した結果、当該開示項目としてIFRSの適用を予定している旨を記載している企業と、既に任意適用済み若しくは適用決定を適時開示している企業を合わせても100社未満であった。(2015年10月末現在)
- (6) 2015年10月時点で、IFRS財団ホームページによると、IFRSを強制適用ないしは実質的に強制適用している国は100か国以上存在する。
- (7) IASBはメンバーの選任に際して地域割当制をとっており、基本的に同一地域のメンバーのみにより運営されることはない。
- (8) 1989年に公表された「財務諸表の作成及び表示に関するフレームワーク(以下、「1989年フレームワーク」と略す)」及び、2010年に公表された1989年フレームワークの修正版「財務報告に関する概念フレームワーク(以下、2010年フレームワークと略す)」は、IFRSの基準を構成するものである。
- (9) 2010年フレームワークでは、財務諸表の主要な利用者として潜在的な投資者、融資者、経営者があげられている。
- (10) 完全な1組の財務諸表には、通常、貸借対照表(balance sheet)、損益計算書(income statement)、財政状態変動計算書(statement of changes in financial position) キャッシュ・フロー計算書(statement of cash flow) 及び注記(notes) ならびに財務諸表の必要不可欠な部分をなす他の計算書及び説明資料が含まれる。
- (11) 2010年フレームワークでは、有用な財務情報の基本的な質的特性として関連性及び保守主義の二つをあげている。
- (12) 2015年5月に「財務報告に関する概念フレームワーク」の公開草案が公表されており、公開草案では「開示」のセクションが新たに設けられ、認識の中止についても言及されている。
- (13) 現在のところ、IASBは、超インフレ経済下の通貨で報告する企業などのような例外的な状況下にある場合を除き、特定の測定モデルを規定する意向はない。
- (14) 1989年及び2010年フレームワークでは、フレームワークにおける認識とは、構成要素の定義を満たし、かつ、①将来の経済的便益の蓋然性及び②測定の信頼性という2つの認識基準を満たすある項目を、貸借対照表又は損益計算書に組み入れる過程をいう。

- (15) 2010年フレームワークにおける測定とは、構成要素が認識され、貸借対照表及び損益計算書に計上される金額を決定する過程をいい、測定の基礎として公正価値が最も実態を表す測定基礎として挙げられている。

**問** 国際財務報告基準に関する以下の文章について、空欄①～⑤に当てはまる適切な語句を答えなさい。

- (1) 1989年及び2010年フレームワークでは、財務諸表の構成要素である（①）は、資産と負債の差額として定義されている。
- (2) IFRS適用のアプローチのうち、IFRSを採用するに際し、承認手続を必要とするアプローチを「（②）アプローチ」、IFRSを直接採用することをせず、各国の会計基準をIFRSに近づけるアプローチを「（③）アプローチ」という。なお、2011年5月に米国証券取引委員会（SEC）はスタッフ・ペーパーを公表し独自のアプローチを明確化し、それによって自国基準を持ち続ける事を明確にしたが、このアプローチは「（④）アプローチ」とよばれる。
- (3) 1989年及び2010年フレームワークでは、財務諸表の構成要素である資産は、「過去の事象の結果として企業が（⑤）し、かつ、将来の経済的便益が当該企業に流入すると期待される資源をいう」とされている。

<IFRS の概論及びフレームワークに基づく会計処理の基礎>

**問** 現在（2015年10月末時点）の各国のIFRSの適用状況について記載した、以下文章の空欄①～④に当てはまる適切な語句又は数値をそれぞれの語群から選択しカタカナで答えなさい。

（①）年にヨーロッパに本籍をおく全ての上場企業にIFRSの適用が義務付けられたことを契機として、現在では世界（②）以上の国または法域でIFRSが実質強制適用されている。日本ではIFRSは（③）とされており、世界最大の資本市場である米国では（④）に対して自国市場でのIFRSの任意適用を認めている。

**【語群】**

①	ア：2000	イ：2005	ウ：2010	エ：2015
②	ア：20	イ：50	ウ：100	エ：200
③	ア：強制適用    イ：任意適用    ウ：外国企業のみ強制適用 エ：外国企業のみ任意適用			
④	ア：自国の全ての企業    イ：特定の基準をみたした自国の企業    ウ：外国企業			

**問** 以下は資産の定義に該当するか（認識の要否は問わない）。資産の定義に照らして、該当しない場合は、その理由も答えなさい。

- ア：漁業を営む企業にとって、柵などに囲われていない海洋に住む魚
- イ：石油を発見し収益が流入する確率が5%、残りの95%は石油が発見されずに収益がゼロとなると見込まれる場合の石油探査会社の石油掘削装置

（定義）

資産：資産とは、過去の事象の結果として企業が支配し、かつ、将来の経済的便益が当該企業に流入すると期待される資源をいう。

**問** 以下の文章の内容が正しいければ解答欄に○を、誤りがあれば×を記入し、誤りの箇所と正しい記述を答えなさい。

- (1) 資産の定義を満たし、信頼性をもって測定できる原価又は価値を有してさえいれば、資産は認識される。
- (2) 認識の中止とは、認識された項目が財政状態計算書から除かれるときに生ずるものであり、「概念フレームワーク」には認識の中止のセクションは存在しない。
- (3) 減価償却とは、資産の償却可能額を規則的にその耐用年数にわたって配分する事をいう。
- (4) 日本では2015年4月にIFRS任意適用企業の実態調査及びヒアリング結果をまとめた「IFRS適用レポート」が公表された。
- (5) 財務諸表項目（要素）として認識すべきものを認識しなかった場合であっても開示を充実する事で適切な会計処理とすることができる。
- (6) 概念フレームワークでは、財務報告のコストについては財務報告の一般的な制約としては言及されていない。

**問** IFRS の有形固定資産の測定に関する、以下文章の空欄①～③に当てはまる適切な語句を答えなさい。また、空欄④～⑥については選択肢ア、イから正しいものを選択しカタカナで答えなさい。

- ・有形固定資産の認識後測定モデルとして（ ① ）と（ ② ）が認められている。
- ・取得原価は基本的に（他の IFRS で定められている場合を除き）、取得時に支払った現金もしくは現金同等物の金額、又は提供した対価の（ ③ ）の金額で測定される。
- ・残存価額は、資産の耐用年数が到来し、耐用年数の終了時点で予想される当該資産の状態であったとした場合に、企業が当該資産を処分することで、（ ④ ）に得るであろう見積り金額である。

<④の選択肢>

ア：耐用年数到来時点

イ：現時点

- ・減価償却（期間に基づく）を行っている資産について当該資産が遊休となっている場合、減価償却は（ ⑤ ）し、IFRS 第 5 号「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」に基づき、売却目的で保有される資産に分類された場合、減価償却は（ ⑥ ）する。

<⑤⑥の選択肢>

ア：継続

イ：中止



## <企業再編の実務>

**問** 事業分離等に関する会計基準について、以下の空欄①～⑨に当てはまる適切な語句を答えなさい。

・分離元企業は、事業分離日に、次のように会計処理する。

移転した事業に関する投資が（ ① ）されたとみる場合には、その事業を（ ② ）に移転したことにより受け取った対価となる財の（ ③ ）と、移転した事業に係る（ ④ ）相当額との差額を（ ⑤ ）として認識するとともに、改めて当該受取対価の（ ③ ）にて投資を行ったものとする。

（ ⑥ ）など、移転した事業と明らかに（ ⑦ ）を対価として受け取る場合には、投資が（ ① ）されたのみなされる。ただし、事業分離後においても、分離元企業の（ ⑧ ）があり、それが重要であることによって、移転した事業に係る成果の変動性を従来と同様に負っている場合には、投資が（ ① ）されたとはみなされず（ ⑤ ）は認識されない。

・事業分離に要した支出額は、（ ⑨ ）として処理する。

**問** 平成 25 年 9 月 13 日に「企業結合に関する会計基準」及び関連する他の改正会計基準等が公表された。この改正企業結合会計基準等について、以下の問に答えなさい。

- (1) 非支配株主持分の取扱いにおいて、支配が継続している場合の子会社に対する親会社の持分変動についての改正点について簡潔に説明しなさい。
- (2) 取得関連費用の取扱について改正点を簡潔に説明しなさい。

**問** 取得企業の決定に際し、主な対価の種類が株式である企業結合の場合には、当該株式を発行する企業が取得企業となる。ただし、必ずしも株式を交付した企業が取得企業にならないときもあるため、対価の種類が株式である場合の取得企業の決定にあたっては 5 つの要素を総合的に勘案しなければならない。企業結合会計基準第 20 項に記載されている 5 つの要素を答えなさい。

**問** 0社(上場会社)はX1年3月31日に1,600を出資し、子会社A社(持分割合80%)を設立した。0社はX2年4月1日にA社からa事業を受け入れ、0社はa事業の対価としてA社に新株を発行した。

この企業再編取引について以下の問に答えなさい。(なお本問では消費税、税効果は考慮しない。)

(前提条件)

- ① X2年3月期のA社の当期純利益は2,000であった。
- ② X2年4月1日に0社が受け入れたa事業の諸資産等の価額は下記のとおりである。
  - ・ 諸資産の適正な帳簿価額2,200(株主資本相当額2,000、評価・換算差額等200)
  - ・ 諸資産の時価 2,400
  - ・ 事業の時価 2,500
- ③ 0社はa事業受入の対価としてA社に新株50株を発行した。企業再編取引期日の株価により計算したA社への交付株式の時価は2,500(一株当たり50)である。
- ④ 0社は新株発行に伴う増加すべき株主資本の全額をその他資本剰余金とした。
- ⑤ 企業再編取引期日前日(X2年3月31日)の貸借対照表は次のとおりである。  
なお、A社のその他有価証券評価差額金はa事業に含まれる有価証券に係るものであり、支配獲得後に計上されたものとする。

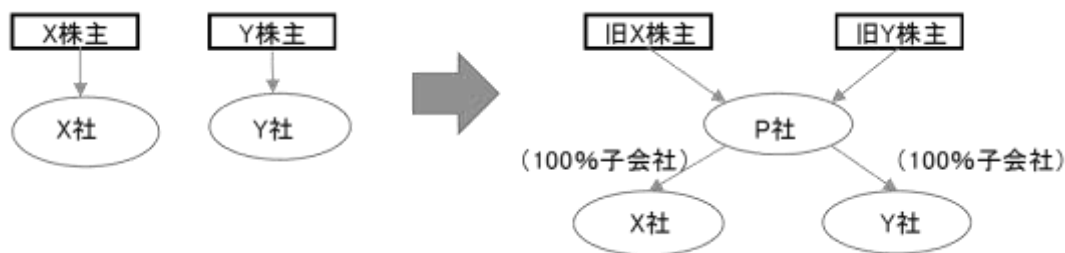
0社個別貸借対照表(X2年3月31日)			
諸資産	2,400	資本金	2,000
A社株式	1,600	利益剰余金	2,000
合 計	4,000	合 計	4,000

A社個別貸借対照表(X2年3月31日)			
諸資産	2,000	資本金	2,000
a事業資産	2,200	利益剰余金	2,000
		その他有価証券評価差額金	200
合 計	4,200	合 計	4,200

0社連結貸借対照表(X2年3月31日)			
諸資産	( ① )	資本金	( ④ )
a事業資産	( ② )	利益剰余金	( ⑤ )
		その他有価証券評価差額金	( ⑥ )
		( ⑦ )	( ⑧ )
合 計	( ③ )	合 計	( ③ )

- (1) この既存の会社が事業を受入れる企業再編取引の形態を何というか答えなさい。
- (2) 上記の0社連結貸借対照表の空欄①～⑧に当てはまる適切な数値または勘定科目名を記載しなさい。
- (3) 企業再編取引期日の0社の個別財務諸表上の仕訳を記載しなさい。
- (4) 企業再編取引期日のA社の個別財務諸表上の仕訳を記載しなさい。
- (5) 企業再編取引後(X2年4月1日)の0社連結貸借対照表を解答用紙に従って作成しなさい。

問 上場会社 X 社と Y 社（両社に資本関係はない）は下図のように共同持株会社 P 社を設立することになった。この企業再編取引について以下の問に答えなさい。（なお本問では消費税、税効果は考慮しない。）



（前提条件）

- ① 企業再編取引の期日の X 社の株価は 120、Y 社の株価は 60 であった。企業再編における交換比率は両社の株価によって決定する。
- ② 当該企業再編取引は取得とされ、X 社が取得企業、Y 社が被取得企業とされた。
- ③ X 社の株主には X 社一株当たり P 社株が一株交付され、Y 社の株主には、交換比率に応じ P 社株が交付された。なお、X 社および Y 社の発行済株式総数はそれぞれ 100 株であったものとする。
- ④ 企業再編取引日における Y 社の投資有価証券の時価は 1,700（帳簿価額 1,500）、土地の時価は 2,200 であった。
- ⑤ P 社は増加すべき株主資本のうち資本金 3,000 を増加させ、残額については資本剰余金とした。
- ⑥ 企業再編取引日前日の X 社及び Y 社の個別貸借対照表は次のとおりである。

X 社個別貸借対照表			
現金預金	2,000	資本金	2,000
土地	1,500	資本剰余金	1,500
投資有価証券	1,800	利益剰余金	1,500
		その他有価証券評価差額金	300
合 計	5,300		5,300

Y 社個別貸借対照表			
現金預金	1,000	資本金	1,000
土地	1,000	資本剰余金	1,000
投資有価証券	1,700	利益剰余金	1,500
		その他有価証券評価差額金	200
合 計	3,700		3,700

- (1) この共同持株会社を設立する企業再編取引の形態を何というか答えなさい。
- (2) 交換比率を算定しなさい。
- (3) 完全親会社 P 社の個別貸借対照表を作成しなさい。
- (4) P 社の連結貸借対照表を作成しなさい。

以 上



Japan Foundation for Accounting Education & Learning